

業務委託仕様書

1 業務の名称

令和7年度第45回全国豊かな海づくり大会に係る機運醸成事業の企画・運営業務

2 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

3 事業概要

本業務は、第45回全国豊かな海づくり大会大阪府実行委員会（以下「委託者」という。）が、（地独）大阪府立環境農林水産総合研究所（以下「研究所」という。）と共催の上実施するものである。

令和8年に開催する「第45回全国豊かな海づくり大会～魚庭（なにわ）の海おおさか大会～」（以下「大会」という。）の基本理念として、「大阪の海や河川等がもたらす豊かな恵みを将来にわたって享受するため、それらを育む環境の保全・創出や水産資源の保護・管理等の取組みを進めることにより、府内水産物をはじめとした大阪の魅力を広く発信し、水産業の振興と地域の活性化を図る。」ことを掲げている。当該理念のもと、大阪湾の魅力と「豊かな海づくり」の重要性を府民に広く周知し、府民の行動変容を促し、大会理念を達成するための機運を醸成していくことを目的とし、「4. 業務内容等」に示す事業を企画・運営するものである。

4 業務内容等

業務の目的を十分に理解し、下記に示す（1）～（4）の業務を行う。

（1）自然のつながり実感！体験会（A）の企画業務

森・里・街・川・海のつながりを学び、実体験を通して実感することで、府民一人ひとりができることを考える機会とし、行動変容を起こすきっかけをつくる。

① プログラムの企画を立案し、計画書を作成すること。

ア プログラム実施計画書（当日のタイムスケジュールを含む）

イ 受託後から実績報告までの工程表（参加者募集スケジュール、実績報告の予定等）

② プログラム開催場所は、大阪府内とすること。委託者と協議の上決定し、実施の手配をすること。

③ プログラムの内容は、以下のとおり参加者が森・里・街・川・海のつながりを学び、体験できる内容とすること。ただし、内容の詳細については、委託者と協議して決定すること。

ア 大阪府内の森・里・街・川・海にまつわるフィールドで、豊かな海づくりにつながる分野の専門家（研究所等）による説明や体験活動を通して、森・里・街・川・海のつながりを実感できる内容であること。なお専門家については、本業務に類似した体験学習等の実績がある人材であることが望ましい。

イ 森・里・街・川・海の役割が理解できる内容であること。

ウ 川や海に生息する様々な生物について可能な限り野外での観察を行い、実際の生

物やその生息環境に触れることで、豊かな川や海を感じられる内容であること。
ただし、生物の採取等を実施する場合には、漁業法等の法令を遵守すること。

エ 業務の目的を達成するため、少なくとも各1回以上、別紙に記載する研究所の水産技術センター及び生物多様性センターでの学習や見学を実施すること。

なお、各センターで実施するプログラムの講師は、研究所が担うものとする。

オ 昼食を手配する場合は、可能な限り大阪産（もん）水産物を用いプログラムの趣旨に合う内容とすること。その実費経費については、参加者負担とすることができ。その他、参加者への負担を求める場合は、委託者と事前に協議すること。

カ 参加者による意見交換や発表を行うこと。

- ④ プログラム内の各地点間の移動は、可能な限り短くなる行程とすること。
- ⑤ プログラム実施時期は、契約締結の日から令和8年3月31日（火）までとすること。
- ⑥ プログラム参加対象者は、大阪府内在住者とすること。
- ⑦ 荒天時の対応を検討し、可能な限り代替案を提案すること。
- ⑧ 参加者を募集すること。応募多数の場合は、抽選等で参加者を決定すること。また、参加者の欠席に係る対応等の調整を実施すること。

（2）小中学校等での出前授業（B）の企画業務

大阪における森・里・街・川・海のつながりの理解を深め、大阪での漁業や環境保全・継承に興味を持つきっかけをつくる。

- ① プログラムの企画を立案し、計画書を作成すること。

ア プログラム実施計画書（当日のタイムスケジュールを含む）

イ 受託後から実績報告までの工程表（参加者募集スケジュール、実績報告の予定等）

- ② プログラム開催場所は、大阪府内とすること。委託者と協議の上決定し、実施の手配をすること。
- ③ プログラムの内容は、以下のとおり参加者が森・里・街・川・海のつながりを学び、波及できる内容とすること。ただし、内容の詳細については、委託者と協議して決定すること。

ア 豊かな海づくりにつながる分野の専門家（研究所等）による出前授業を通して森・里・街・川・海のつながりの理解を促進できる内容であること。

なお、専門家については、本業務に類似した講師等の実績がある人材であることが望ましい。

イ 森・里・街・川・海の役割が理解できる内容であること。

ウ 児童または生徒による意見交換や発表を行うこと。

- ④ プログラム実施時期は、契約締結の日から令和8年3月31日（火）までとすること。
- ⑤ プログラム実施場所は、大阪府内の学校等とすること。
- ⑥ プログラム参加者の参加料金は、無料とすること。なお、参加者への負担を求める場合は、委託者と事前に協議すること。
- ⑦ プログラムの実施に際し、補足説明のため資料を作成し、配布のため手配すること。

- ⑧ プログラムの実施に際し、各学校等との調整を行うこと。

(3) AとBの運営業務

- ① 業務を適切に運営するための全体管理者を配置すること。
- ② プログラム当日の進行を滞りなく実施するため、進行管理者を配置すること。なお、進行管理者は全体管理者と兼任してもかまわない。
- ③ 各分野の専門家を手配すること。また、AとBの各プログラムについて、それぞれ少なくとも1回以上、研究所等と調整し講師を確保すること。なお、専門家を外部から招聘する場合は、当該専門家への旅費交通費及び謝金の支払いをすること。
- ④ Aについては、参加者の安全に配慮し、事故補償を目的とするイベント保険に加入すること。
- ⑤ プログラム実施中に参加者等が熱中症等の体調不良を起こさないよう配慮すること。
- ⑥ 参加者の移動手段（バス等）が必要な場合は、手配の上その支払いをすること。必要に応じて駐車場を確保すること。
- ⑦ プログラム実施に必要な消耗品等を準備すること。なお、その所有権は委託者に帰属するものとする。
- ⑧ プログラム実施後に、参加者へのアンケートを実施すること。アンケートは、参加者の感想、森・里・街・川・海のつながりに対する理解度、「豊かな海」の保全意識の向上の程度等が分かる内容とすること。なお内容については、事前に委託者と協議すること。
- ⑨ AとBの各プログラムについて、「2. 履行期間」で定める期間中に合わせて10回以上実施し、参加者は延べ400人以上とすること。また、Aのプログラムについては、少なくとも1回を令和7年9月23日（火祝）までに実施すること。ただし、委託者と別途協議し、委託者が認める場合はこの限りでない。

(4) AとBの映像記録業務等

- ① プログラム実施中の様子について写真及び動画を撮影し、場面毎に専門家及び参加者の活動の様子が分かるように記録すること。
- ② 参加者に対し、撮影した写真及び動画は委託者及び研究所が主催するイベント及びホームページその他の広報資料で使用し、公開する旨を伝え、予め承諾を得ておくこと。
- ③ 参加者が記入したアンケートを回収し、その結果を集計し、分かりやすく取りまとめること。アンケート結果は個人が特定できない状態で、委託者及び研究所のホームページその他の広報資料で使用し、公開する旨を参加者に伝え、予め承諾を得ておくこと。

5 成果品について

(1) 成果品

下記①～③について納品すること。なお、②及び③の電子データについては、1つに

まとめて差し支えない。その場合、2部納品すること。

- ① 委託業務計画書（Word 形式・PDF 形式）を収録した電子データ（CD-ROM または DVD-ROM に保存したもの）及び印刷物 各 2 部
- ② 実績報告書及びアンケート結果（Word 形式・Excel 形式・PDF 形式）を収録した電子データ（CD-ROM または DVD-ROM に保存したもの） 及び印刷物 各 2 部
- ③ 映像記録業務の電子ファイルを収録した DVD-ROM 2 部

※原則、写真データについては「jpg」形式、動画データについては「MP4」形式とする。
なお、動画データの場合は、必要な部分のデータだけを切り抜くなど、編集したものの提出が望ましい。

（2）納期・納品場所

成果品①は令和7年8月15日（金）までに、成果品②及び③は令和8年3月31日（火）までに第45回全国豊かな海づくり大会大阪府実行委員会事務局に納品すること。

またAとBの各プログラムが実施される都度、同事務局に開催状況を報告すること。

【契約に関する諸条件】

1 契約金額

本業務の契約金額には、企画料、運営及び所要の法令等手続きに必要な全費用、委託者に提出する諸資料作成費、業務管理料等、本業務に係る一切の経費を含むものとする。

2 再委託等について

- （1）受託者は、本業務の全てを第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。
- （2）受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容、体系図及び工程表を事前に書面にて提出し、委託者の承認を得ること。

3 業務の履行に関する措置

- （1）委託者は、本業務（再委託した場合を含む）の履行について、著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明記した書面を求め、必要な措置を取るべきことを要求する場合がある。
- （2）受託者は、（1）の要求があったときは、当該要求に係る事項について検討し、その結果を要求のあった日から10日以内に、委託者に書面で提出するものとする。

4 成果品の帰属等

本業務の成果品に関する著作権、その他の権利は、すべて委託者に帰属するものとする。
なお受託者が本業務の成果品を利用する場合は、委託者と協議して決定するものとする。
また、受託者は成果品の納品にあたっては、肖像権などの問題が発生しないようにするものとし、権利処理が必要な場合は受託者が手続き等を行うものとする。

5 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示、漏洩防止について、善良な管理者の注意をもってそ

の情報を管理・保持するものとする。また、契約終了後も同様とする。

6 個人情報等の保護

本業務（再委託した場合を含む）により取得した個人情報は、委託者に無断で第三者に提供することはできない。また、業務の遂行にあたっては、個人情報保護に係る法令等に準拠した対応を行うとともに、各関係者のプライバシーの保護に十分配慮しながら、業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範疇を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。

【特記事項】

- ア 業務内容は、受託者と協議のうえ変更する場合がある。
- イ 本業務が完了するまでの間、その進捗状況の報告、問題点の協議・解決、本業務の履行のために必要な事項などは、必要の都度、受託者と委託者が打合せを行いながら進めていくこととなるため、受託者は専任の担当者を置き、常に対応できる体制をとること。また、委託者と受託者の間での認識を一致させるため、受託者は、打合せの都度、記録を作成し委託者へ送付すること。
- ウ プログラムを実施するための必要経費については、各項目の詳細が分かるように数量・単価・金額を計上すること。
- エ 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、その都度、双方協議のうえ決定する。

別紙

生物多様性センター及び水産技術センターでのプログラム

【ターゲット】

小学生及びその保護者

【目的】

自然学習を通じて、子どもたちに大阪湾及び流域河川の魅力と生態系保全の重要性を伝えることにより、大会の機運醸成を図る。

【期待する効果】

学び、触れることにより、大阪における森・里・街・川・海のつながりの理解が深まり、大阪湾及び流域河川に興味を持つきっかけを作る。

【内容】

1. 生物多様性センター（30 名程度の参加が可能）

- 生物多様性センターで森・里・街・川・海のつながり学習会を受講
 - ・ 上・中・下流の川の生き物、海と川を行き来する魚
 - ・ 施設見学
- 川の生き物の観察会、ゴミ拾い等（芥川等を想定）
 - ※雨天時は川の生き物観察会を「高槻市立自然博物館（あくあぴあ芥川）」や「高槻市森林観光センター」の見学に変更可（各施設管理者と要調整）

2. 水産技術センター（50 名程度の参加が可能）

- 水産技術センターで森・里・街・川・海のつながり学習会を受講
 - ・ 海の生き物、大阪湾の漁業
 - ・ 施設見学
- 海辺の生き物の観察会、ゴミ拾い等（大阪府立せんなん里海公園等を想定）
 - ※海辺の生き物の観察会について、干潮時に実施することが望ましい。
 - ※雨天時は順延が困難であるため、終日水産技術センター内での学習会とすることも可能。

【特記事項】

- 1 及び 2 のプログラムの実施にあたり、河川及び海岸の利用や生物の採取等を実施する場合に必要な、河川法や漁業法等の法令を遵守し、必要な許可等を取得すること。
- 参加者の移動手段（バス等）を手配し、その支払いをすること。また、駐車場を確保すること。